

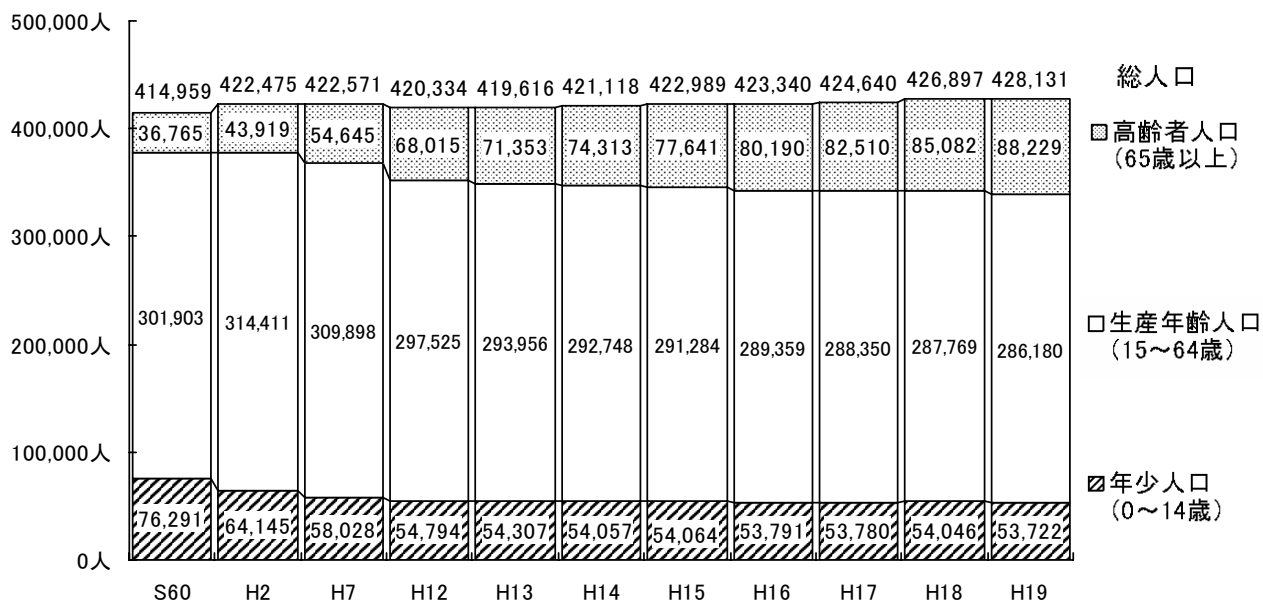
Ⅱ 「わがまち葛飾」の地域課題

1 葛飾はどんなまち？

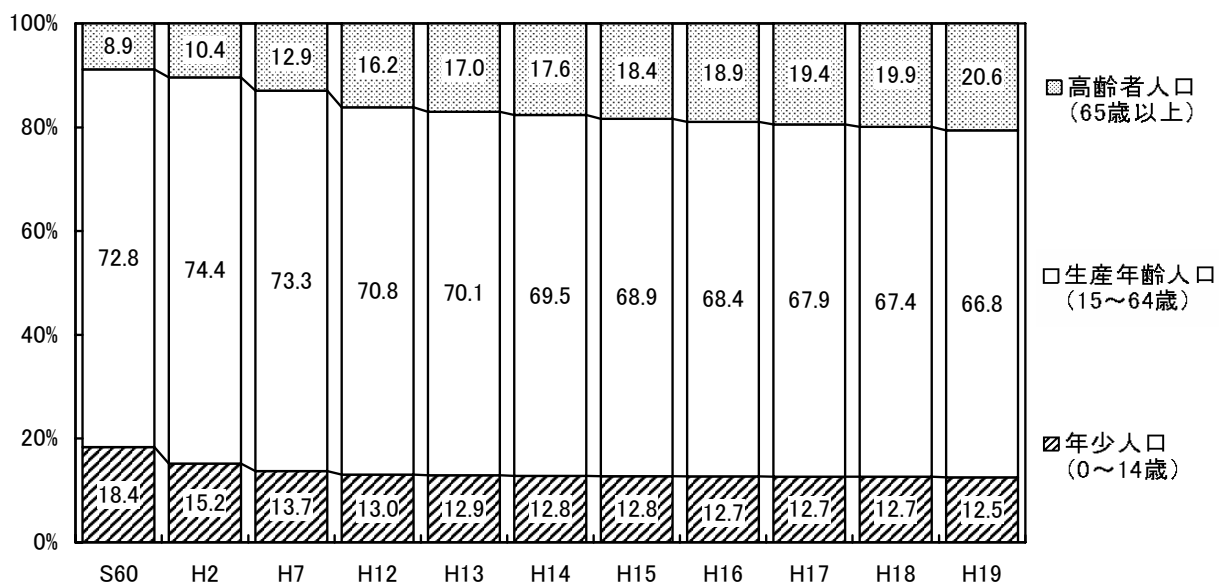
ー人口動向から葛飾の今を知るー

(1) 人口の推移

[総人口の推移]



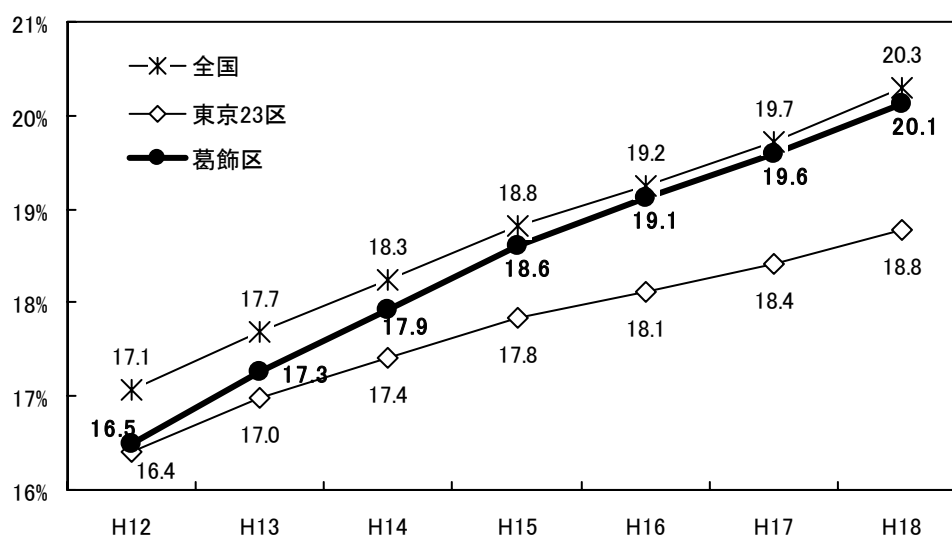
[年齢別人口比率の推移]



※各年1月1日現在の住民基本台帳

- 葛飾区の人口は 42 万人前後で推移しており、大きな増減はみられません。ただし、ここ数年については、人口はやや微増の傾向に転じています。
- 年齢別に人口を見ると、平成 19 年の 65 歳以上人口は 88, 229 人であり、高齢者人口は確実に増加していることがわかります。
- 一方で、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は減少し、14 歳以下の年少人口は 53, 000～54, 000 人台で推移しています。
- 総人口に占める 65 歳以上人口の割合を示す高齢人口比率（人口高齢化率）は増加、生産年齢人口比率及び年少人口比率は減少の傾向にあることがわかります。

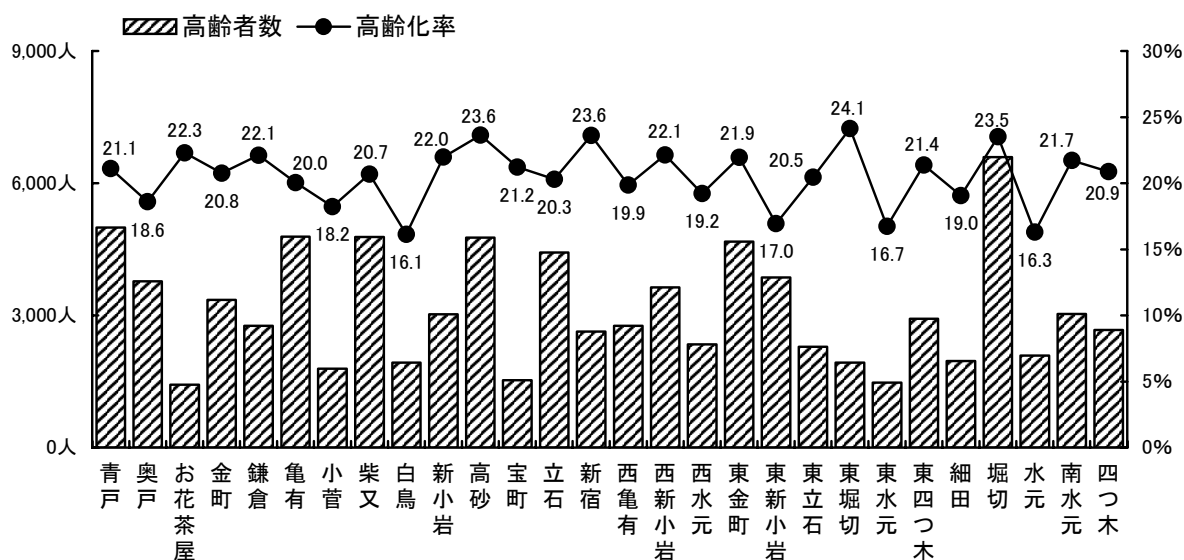
〔 全国・23 区・葛飾区の人口高齢化率の推移 〕



※各年 3 月 31 日現在の住民基本台帳の比較

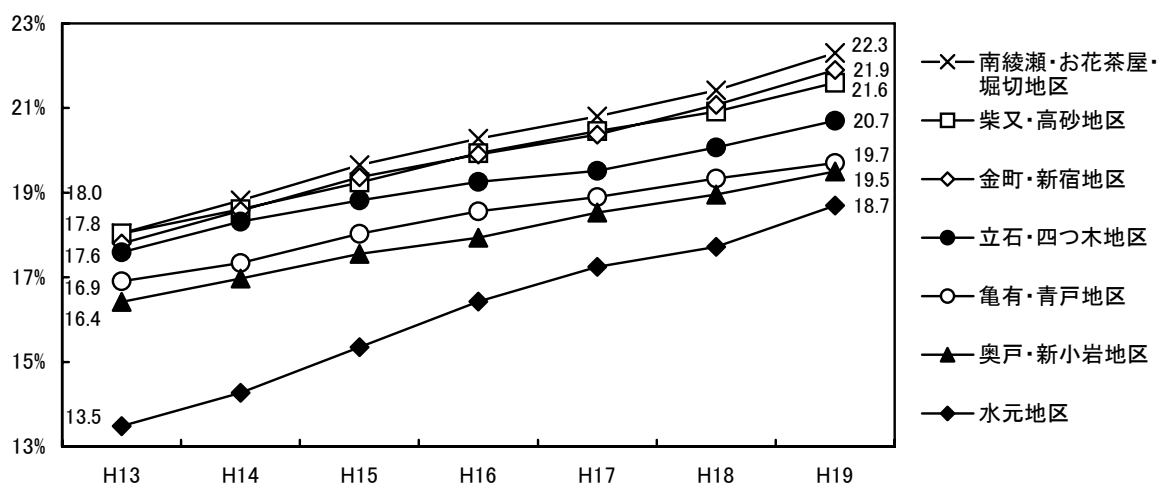
- 人口高齢化率について、全国・東京 23 区・葛飾区を比較すると、葛飾区は東京 23 区平均に比べて高齢化が進んでおり、また、その差は徐々に広がりつつあることがわかりました。

[町名別高齢者人口及び人口高齢化率]



※平成 19 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳

[地域包括支援センター※管轄区域別人口高齢化率の推移]



※各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳

※住民基本台帳を 7 つの地域包括支援センターの管轄区域別に集計した結果

○ 人口高齢化率が最も高い東堀切地区と最も低い白鳥地区の間には 8.0 ポイントの差があり、地域により年齢構成には違いがあることがわかります。また、高齢化率の速度や程度に差はあるものの、いずれの地域も高齢化が着実に進んでいることがわかります。

※地域包括支援センター

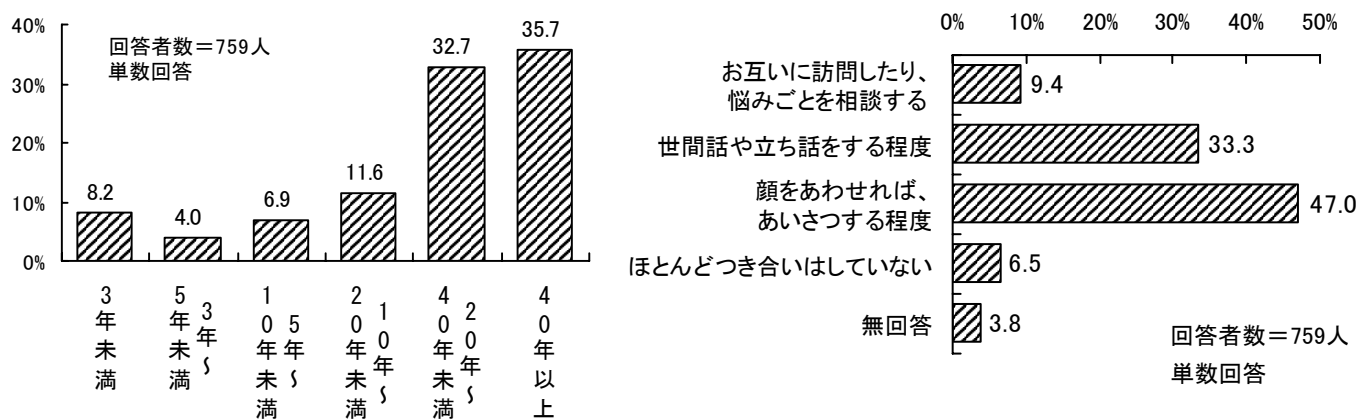
介護保険法にもとづき平成 18 年度から創設された機関。高齢者の要介護状態の予防・心身の健康維持・保健福祉医療の向上・虐待防止などの様々な課題に対し、包括的に支援することを主な業務としています。葛飾区には生活圏域ごとに 7 つのセンターが設置されています。

2 地域の課題

(1) 下町人情あふれるまち ―しかし、地域のつながりは薄れている?―

- 葛飾区では、近年、ゆるやかな減少傾向にあった人口が下げ止まり、微増傾向に転じるなどの動きが見られ、古くから葛飾区に暮らす区民が多い一方、転入による新しい区民が増えている実態があります。
- 葛飾区のイメージの一つに、「下町情緒、下町人情、近所づきあいができる」（平成 16 年「葛飾区世論調査」）があり、これは葛飾区の大きな特徴であるといえます。
- しかし、平成 18 年に実施した「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」（以下、「区民意識調査」という。）の結果を見ると、「お互いに訪問したり、悩みごとを相談する」近所づきあいをしている割合は 9.4%であることがわかりました。区民の間からは、「近隣の親しみやすさが少なくなってきた」「声をかけたり、あいさつをすることが少なくなった」「近隣にどのような人たちが住んでいるのかわからない」という声もあげられました。
- 下町人情のあるまちというイメージがある一方、新しい区民の増加、区民の暮らし方・考え方など様々な要因が影響して、昔ながらの地域のつながりは弱まりつつあるのではないのでしょうか。

[問：葛飾区での通算居住年数は] [問：隣近所とどの程度おつき合いをしていますか]



※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成 18 年

※無回答の掲載を省略するなど、報告書のデータを加工して掲載している

(2) 少子高齢化が進む 一見守りが必要な人が増加する？

- 少子高齢化※のさらなる進展が予測されることは、葛飾区も例外ではありません。平成 19 年 1 月 1 日現在の高齢化率は 20.6%、14 歳以下の年少人口比率は 12.5%です（住民基本台帳）。高齢者人口は今後も増加を続け、平成 26 年度には約 10 万 4 千人、高齢化率は 24.2%になると予想されています。
- 同時に、今後は 75 歳以上の後期高齢者が増加し、平成 26 年度には高齢者人口の 5 割近くに達するという大きな特徴がみられます。
- 介護保険の要支援・要介護認定率※は、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者が 4.6%であるものの、後期高齢者では 26.2%と前期高齢者を 21.6 ポイント上回り、約 5.7 倍にはね上がります。後期高齢者になると、支援や介護を必要とする人の割合が高まるという特徴があります。
- 少子高齢化の進展により、地域の活力の低下をはじめ、支援や介護が必要な人の増加、支援や介護は必要ではないものの、日常の見守りなどが必要な人の増加が予想されます。

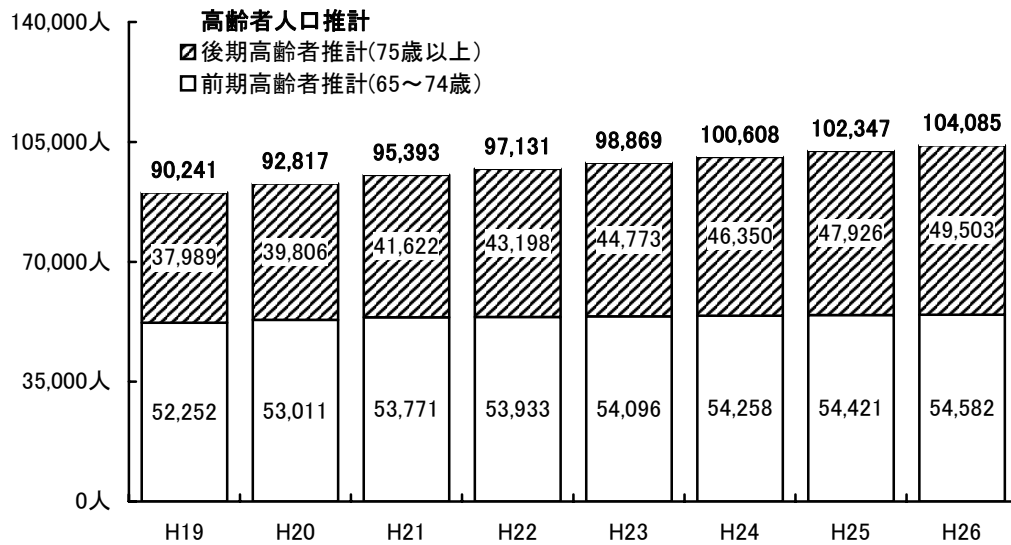
※少子高齢化

子ども人口が減り、高齢者人口が増える状況を意味します。労働人口の減少、年金をはじめとする社会保障制度維持の問題、経済成長の鈍化、国家財政の赤字など、国・経済・地域社会・個人等それぞれのレベルにおいて、様々な問題の発生が懸念されています。

※要支援・要介護認定率

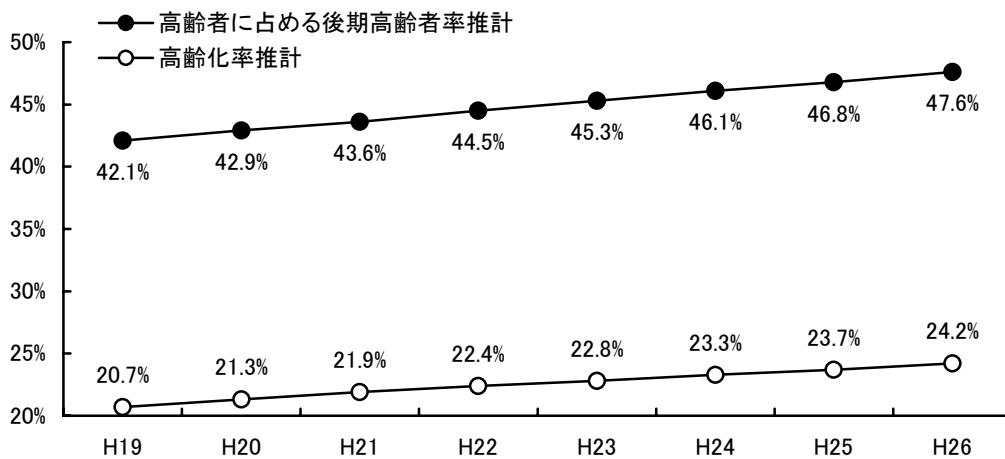
介護保険制度において使われている言葉です。被保険者に占める要支援・要介護認定を受けた人の割合を示しています。率が高いほど、その区域での支援や介護が必要な人が多いことを意味します。

[高齢者人口の推計]



※「第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」平成18年

[高齢化率等の推計]



※「第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」平成18年

[介護保険の要支援・要介護認定率]

	前期高齢者 (65～74歳)	後期高齢者 (75歳以上)	高齢者全体
A:被保険者数	51,547人	35,233人	86,780人
B:要介護認定者	2,379人	9,246人	11,625人
C:要支援・要介護認定率	4.6%	26.2%	13.4%

※65歳以上の第1号被保険者のみの集計

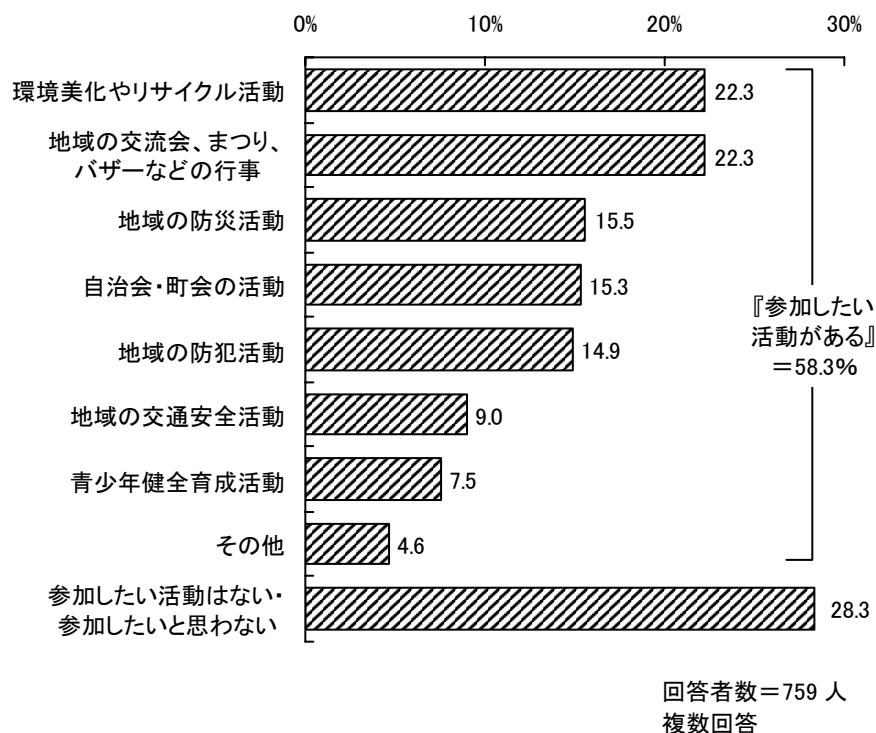
※C：要支援・要介護認定率＝B÷A×100

※平成18年3月31日現在、「葛飾区統計書」

(3) 地域のつながり ーつながりをつくるきっかけがない？ー

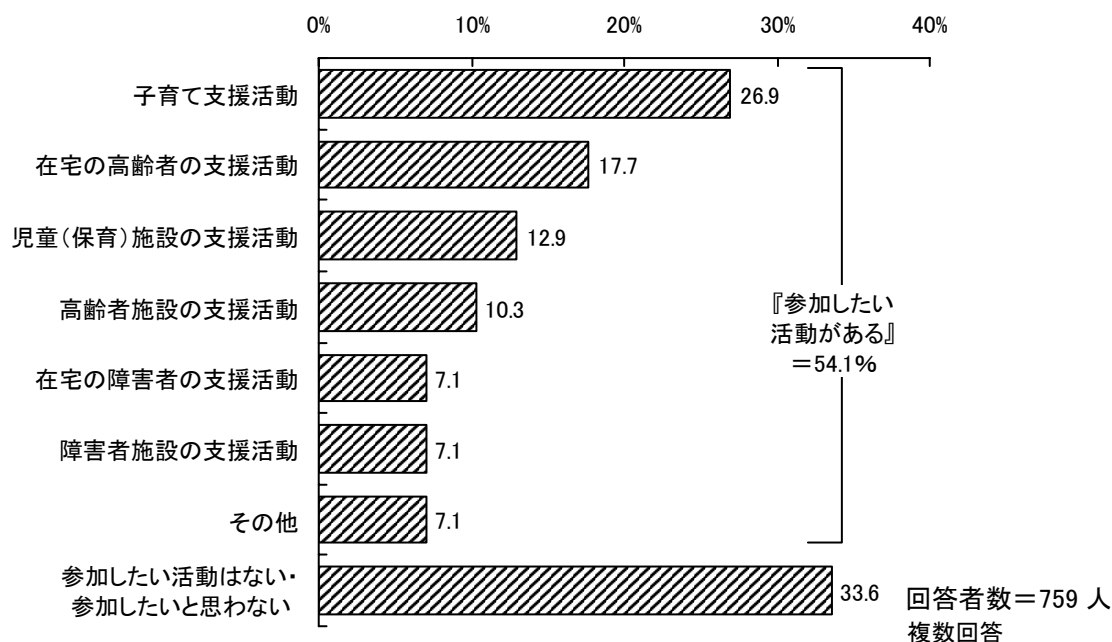
- 「区民意識調査」では、「近所とのコミュニケーションが必要」「様々な年齢の人びとが、たすけあって生活するまちにしたい」「もっと地域の住人が密接に係わりあうようなまちにしたい」「近隣との間に信頼関係を築くことができるまちにしたい」などの意見が出されました。
- 安心して暮らせるまちをつくるためには、隣近所や地域のつながりを築く必要があるという認識を区民が持っている結果となっています。
- こうしたつながりを築く活動として、住みよいまちづくりの活動や地域のたすけあい福祉活動が展開されてきました。住みよいまちづくりの活動については 58.3%が、地域のたすけあい福祉活動には 54.1%が興味を抱き、きっかけや後押しがあれば活動に参加する意向を持っていることがわかりました。
- しかし、「どのような活動があるのかを知らない」「どうやってはじめたらいいかがわからない」など、参加のきっかけがないために、活動参加に結びついていない実態があることもわかりました。

[問：住みよいまちづくりの活動に参加したいと思いますか]

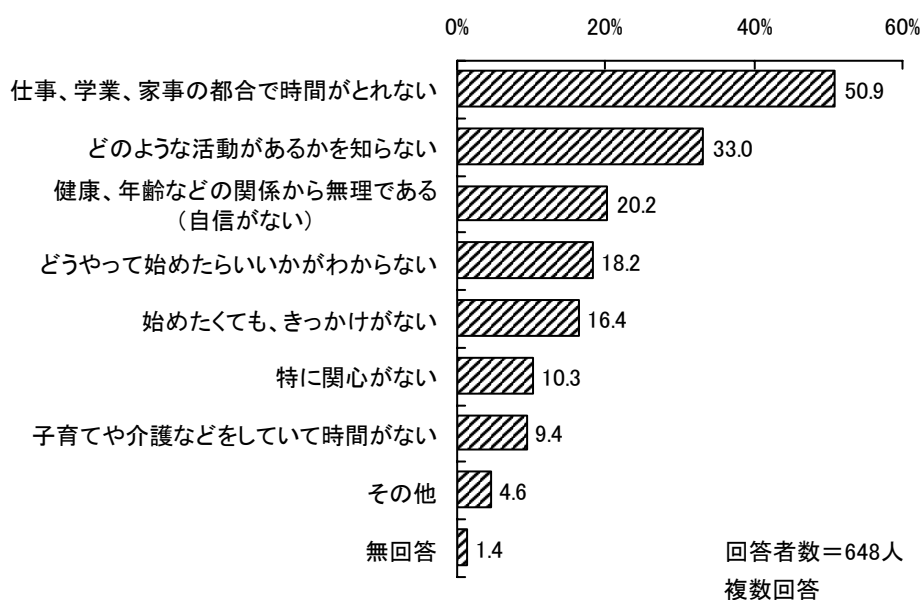


※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成 18 年
※無回答の掲載を省略するなど、報告書のデータを加工して掲載している

[問：地域のたすけあい福祉活動に参加したいと思いますか]



[問：地域のたすけあい福祉活動に参加したことはない主な理由は何ですか]

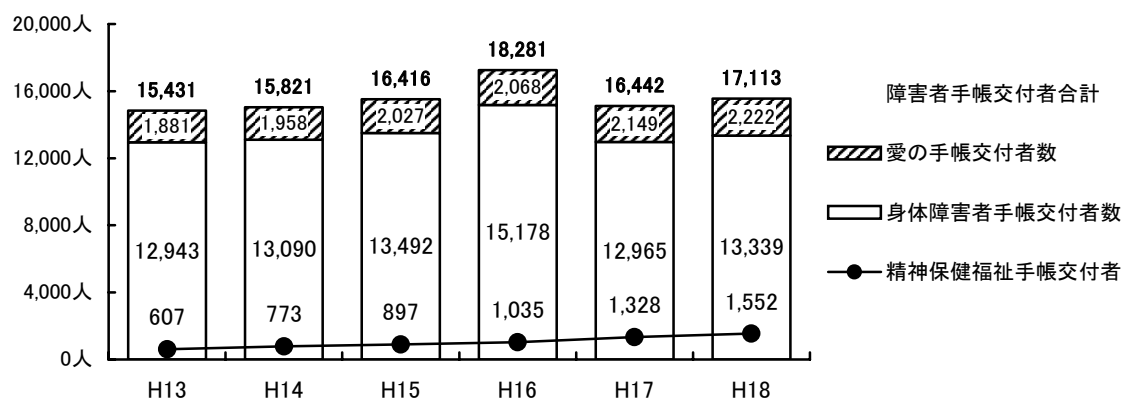


※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成 18 年
※無回答の掲載を省略するなど、報告書のデータを加工して掲載している

(4) 地域で暮らす多様な人びと ー互いの理解は進んでいるのか？ー

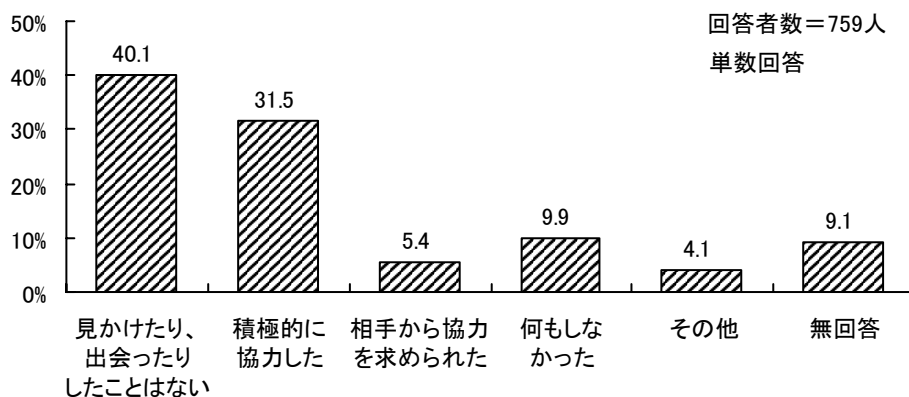
- 地域には、子どもからお年寄りまで、また障害がある人・ない人、介護が必要な人・必要ではない人など、様々な人が暮らしています。障害がある人・介護が必要な人は年々増加を続けています。
- 地域に暮らすだれもが、支えあいながら安心して暮らせるまちをつくるためには、互いの理解が必要です。
- しかし、「区民意識調査」の結果を見る限り、「過去1年間に、外出の際、障害のある方が困っている時、協力したことがありますか」という問いに対し、協力したことがある人は36.9%であり、半数を下回りました。反対に、半数にあたる50.0%は、「見かけたり、出会ったりしたことはない」「何もしなかった」と回答するなど、互いの理解が十分に進んでいるとはいえない状況にあることがわかりました。

[障害者手帳所持者数の推移]



※各年4月1日現在「葛飾区統計書」

[問：障害のある方が困っている時、協力したことがありますか]

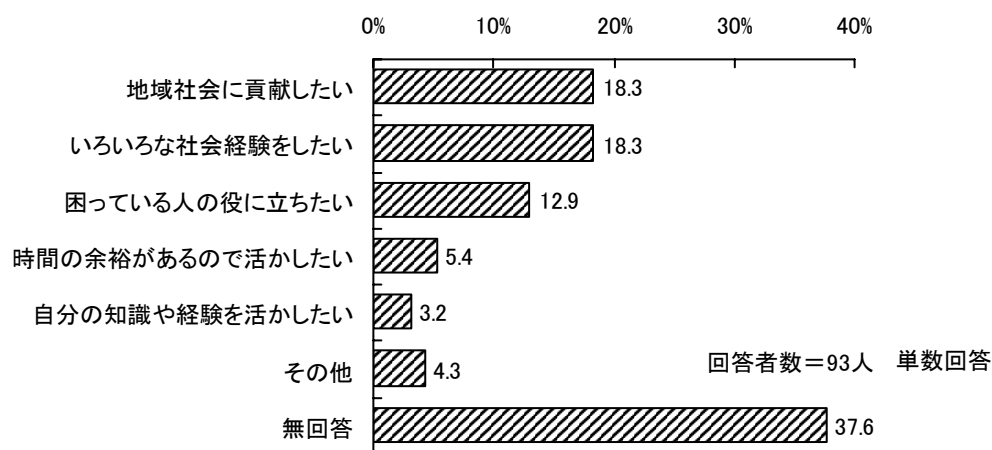


※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成18年

（５）新しい高齢者たち 一団塊の世代の活躍の場が必要？－

- 葛飾区においても、いわゆる団塊の世代※（昭和 22～24 年生まれ）が毎年 6,000～7,000 人程度退職の年齢を迎えます。
- 「区民意識調査」では、地域のたすけあい福祉活動の参加動機として、「地域社会に貢献したい」と「いろいろな社会経験をしたい」という意見が同じ 18.3%で最も高い割合となりました。ボランティア活動や地域福祉活動に対しては、何かに貢献したいという気持ちがある一方で、個々の内的な充実を求める傾向が強まっていることがわかりました。
- 地域福祉活動の担い手を発掘し、育成し、活動を支援していくこと、とりわけ、これから始まる団塊の世代層の価値観を踏まえつつ、彼らが持つ知識・技術を活かせる場を積極的に創造していくことは、地域における重要な課題といえます。

[問：地域のたすけあい福祉活動参加の主な動機は、何ですか]



※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成 18 年

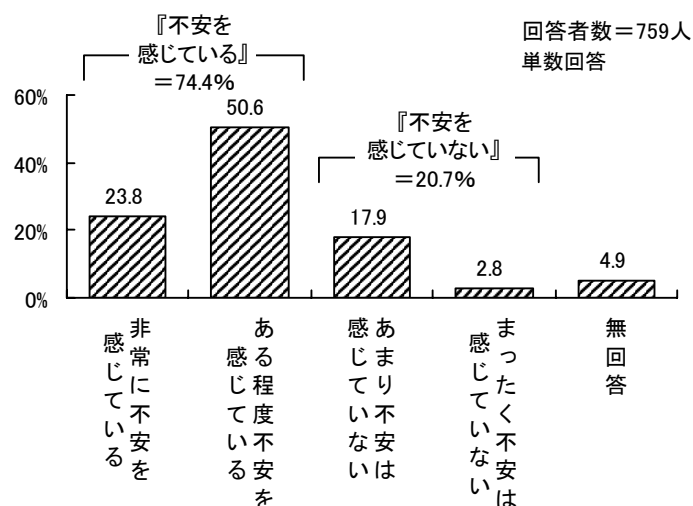
※団塊の世代

昭和 22 年以降の数年間のベビーブームに生まれた世代を意味します。人数が多いことが大きな特徴であり、戦後の経済成長を担った世代です。

（６）区民の不安 一日常生活において何を不安と感じているのか？－

- 「区民意識調査」では、保健福祉サービスが充実されつつある現在でも、74.4%が老後に不安を感じていると回答しています。また、福祉協力委員の調査からは、高齢者の孤独死が絶えないことへの不安などもあげられています。
- そのほかにも、「犯罪などがおこりにくい治安のよいまちを」「災害に強いまちになってほしい」「気軽に相談できる場所が地域にあるとよい」「バリアフリー※の行き届いたまちを」「ひとり暮らし、高齢者、子育てをしている人に対する支援の充実を望む」「子育て支援に力を入れてほしい」などの不安や課題があげられました。
- 区民の中には、高齢者人口の増加、ひとり暮らし・高齢夫婦世帯などの増加に伴う介護や見守りに対する不安、また、子育てに対する不安が大きいことがわかりました。
- さらに、どの世代からも共通にあげられる課題に、治安・災害に対する不安があることが明らかになりました。

〔 問：老後の生活について、どう思いますか 〕



※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成 18 年

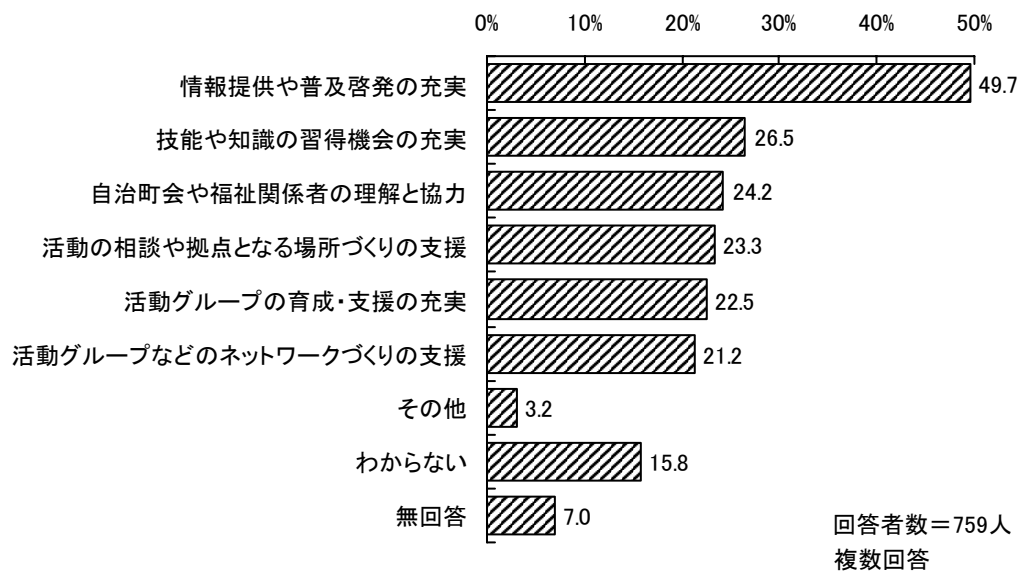
※バリアフリー

障害者や高齢者などが社会で生活していくうえで、障壁（バリア）となるものの除去（あるいは、除去された状態）を意味します。当初は、建築物の段差解消などのハード面で使われていましたが、現在では障害者や高齢者などに対する差別・偏見などの除去も含んで使われています。また、障害者や高齢者などに限定せず、使用されることもあります。

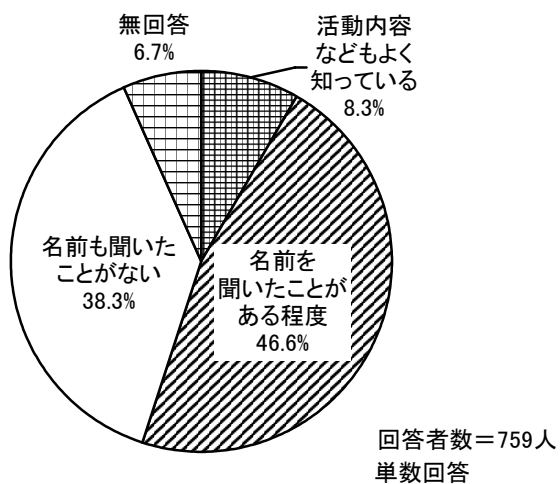
(7) 適切な情報提供を ―情報は本当に届いているのか?―

- 情報がない・不足しているという課題は、古くて新しい課題といえます。
- 介護保険制度(平成12年度～)、障害者支援費制度(平成15～17年度)、障害者自立支援法による新しいサービス(平成18年度～)などが始まり、サービス提供のしくみの変化とともに、制度は複雑になっています。「区民意識調査」においても、「サービスについて、わかりやすく情報を提供してほしい」などの声が出されました。
- また、同調査では、地域のたすけあい福祉活動の充実のために必要なことの第1位に、「情報提供や普及啓発の充実」があげられています。区民同士のたすけあい等を進めるために、情報を正しく・適切に伝えることの重要性がわかります。
- さらに、社会福祉協議会(⇒28ページ)に関する認知については、「社協を知っている・名前を聞いたことがある」と回答した区民は過半数の54.9%であったものの、38.3%は名前も聞いたことがないことがわかり、認知度や活動への理解は必ずしも十分ではないことがわかりました。
- 正しく・適切に情報を伝えるしくみをつくること、自分の力で情報を得ることが難しい人に情報を伝えるしくみをつくることは、見過ごしてはならない課題となっています。

[問：地域のたすけあい福祉活動を充実させていくには、何が必要と思いますか]



[問：葛飾区社会福祉協議会を知っていますか]



※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成 18 年

【参考】社会福祉協議会について

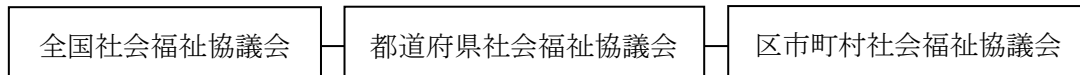
（１）社会福祉協議会のあらまし

[全国社会福祉協議会ホームページからの抜粋]

- ・ 社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）にもとづき、設置されています。
- ・ 社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村、地域に暮らす皆様のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。

（２）社会福祉協議会の構成

- ・ 社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会に 3 分類されます。



- ・ 最も身近な地域で活動しているのが区市町村社会福祉協議会（区市町村社協）です。

（３）区市町村社会福祉協議会の法的位置づけ

[社会福祉法第 109 条の要約]

- ・ 社会福祉協議会は、地域において、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体
 - 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 2 社会福祉に関する活動への区民の参加のための援助
 - 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(4) 葛飾区社会福祉協議会の組織

- ・ 葛飾区社会福祉協議会は、区民の皆さんと協働して「ともに支えあい、たすけあう」地域福祉の実現をめざして活動している社会福祉法人です。葛飾区と連携し、社会的支援が必要な方々への福祉活動や事業を50年以上にわたって進めています。
- ・ 社会福祉協議会の運営については、自治町会役員、民生委員児童委員、ボランティア代表など区民の皆さんにボランティアとして、ご参画いただいています。

葛飾区社会福祉協議会組織図

